

— 目次 —

- 2019年2月の税務
- 働き方改革法と企業の意識

いつもお世話になっております。

立春とは名ばかりの厳しい寒さが続いております。  
いかがお過ごしでしょうか。

それでは、今月の【Abeam 通信】をお届けします。

## 2019年2月の税務

2/12

- 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

2/28

- 前年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

- 前年分贈与税の申告(2月1日から3月15日まで)
- 前年分所得税の確定申告(2月18日から3月15日まで)
- 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付

株式会社 アビームマネジメント  
税理士法人アビームマネジメント

〒980-0811  
仙台市青葉区一番町1-9-1  
仙台トラストタワー7F

TEL : 022-225-5090  
FAX : 022-225-5091

E-MAIL :  
info@abeam-m.co.jp

<税務/会計トピックス>

## 働き方改革法と企業の意識

人材採用のエン・ジャパン株式会社は、人事担当者向けの総合サイトで、経営者や人事担当者に向けて「働き方改革法案について」のアンケート調査を行いました（回答 648 通）。それを基に企業が「働き方改革法案」に対してどこまで認識があるか、どう感じているかの実態が見えてきました。

### 1、「働き方改革法案」の認知度

「働き方改革法案を知っているか」という問いには「概要を知っている」74%、「内容を含め知っている」21%と認知度は95%に達しています。

### 2、経営への支障度合い

「働き方改革法案」が施行される事で経営に支障が出るかという問いには「大きな障害が出る」9%「やや支障が出る」38%とあり、企業規模が大きくなるにつれて「支障が出る」と回答する割合が増加しています。

### 3、経営に支障が出そうな法案について

「経営に支障が出る」と回答した方への「支障が出そうな法案はどれか」という問いに対しては「時間外労働（残業）の上限規制」66%がもっとも多く、次に「年次有給休暇の取得義務」54%、「同一労働同一賃金の義務化」43%と続きます。業種別にみると広告、出版、マスコミ関連の「時間外労働の上限規制」80%、「年次有給休暇取得の義務化」70%、商社の「時間外労働の上限規制」74%が目立っています。

#### ◆働き方改革の時間外労働の上限規制とは

残業時間は月 45 時間、年 360 時間を原則とするが年 720 時間までは延長が可能であり、繁忙期は単月で 100 時間未満の残業を例外的に認めるという内容です（2019 年 4 月施行、中小企業は 20 年から）。年次有給休暇取得義務は年に 5 日は有給休暇を消化させる義務が生じます（19 年 4 月施行）。

働き方については、各人が家庭の事情や自身の体調、結婚、出産等を抱えて仕事をしているので国が柔軟に多様化した対応策を示す事が必要と言う意見もあれば、中小企業には厳しいかもしれないがよい制度とする肯定的な意見もある一方で、残業の上限規制や有給の義務化は生産性が下がり、人員を増やせば人件費に跳ね返りコスト削減のため無理をしかねないのではなど、否定的な意見もあります。

#### ◆◆さいごに◆◆

2月14日はバレンタインデーですね。日本におけるバレンタインデーは、「女性から男性へチョコレートで愛を伝える日」とされ久しいですが、世界におけるバレンタインデーは、男女がお互いに愛や感謝の気持ちを伝えあう、「男性から女性に花を贈る日」として定着しています。

現在仙台トラストシティプラザ前の公園ではお花の装飾で、可愛くバレンタインの雰囲気演出していて、ちょっとしたインスタ映えスポットのようになっています。2月14日までの期間限定になりますが、ご興味のある方は一度足を運んでみてはいかがでしょうか。